

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本運教第261号  
平成29年3月10日  
宮城県警察本部長

停止処分者講習実施要綱の一部改正について（通達）

停止処分者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第3号に規定する講習をいう。）については、「停止処分者講習実施要綱の全部改正について（通達）」（平成26年5月27日付け宮本運教第605号）により運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、停止処分者講習実施要綱の一部を別添のとおり改正し、平成29年3月12日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

準中型自動車免許の新設に伴い、所要の改正を行った。

2 主な改正点

(1) 運転適性指導における使用車両の追加

実車による運転適性指導における使用車両に準中型自動車を追加した。

(2) 講習用教材の自動車等の追加

講習教材の自動車等に準中型自動車を追加した。

3 その他文言等の整理

所要の改正に加え、文言等の整理を行った。

## 停止処分者講習実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第3号に規定する停止処分者講習（以下「講習」という。）並びに講習を受講した者の法第90条第12項又は第103条第10項の規定に基づく処分期間の短縮及び法107条の5第3項において読み替えて準用する法第103条第10項の規定に基づく自動車等の運転禁止の期間の短縮（以下「処分期間の短縮」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### 1 短期講習

処分期間が40日未満の者に対する講習をいう。

#### 2 中期講習

処分期間が40日以上90日未満の者に対する講習をいう。

#### 3 長期講習

処分期間が90日以上180日以下の者に対する講習をいう。

### 第4 基本的留意事項

#### 1 講習指導員の要件

交通部運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）は、講習における指導（府令第38条第3項第4号及び第38条の3）に従事する講習指導員を次に掲げる事項に該当する者で講習実施者として適格性を有するものをもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保するものとする。

(1) 25歳以上の者であること。（講習規則第7条第2項第1号）

(2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。（講習規則第7条第2項第2号）

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第11号に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せら

れ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86条）第2条から第6条までに規定する罪又は法に定める罪（前記イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者（講習規則第7条第2項第3号）

(イ) 宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性指導に関する業務に関し、前記(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、前記(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。（講習規則第7条第2項第4号）

ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修をいう。）を終了した者

## 2 講習施設

運転教育課長は、所要の受講者を収容できる必要な教材を整えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

## 3 講習用教材

府令第38条第3項第3号に規定する教材は、次のとおり整備するものとする。

(1) 教本、視聴覚教材等

教本、視聴覚教材等は、別紙1の内容について正確にまとめられた教本及び宮城県の交通実態に関する内容の資料、危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するものとする。

また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備するものとする。

## (2) 自動車等

運転教育課長は、自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコースにおける自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）が各区分の停止処分者講習において実施できるよう、所要の自動車及び原動機付自転車を必要数整備するものとする。

なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については補助ブレーキ等の装置を装備したものと、普通自動車についてはマニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車についてはマニュアル式及びオートマチック式のものと、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

## (3) 運転シミュレーター

運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等適正なものを整備し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）が各区分の停止処分者講習において実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備するものとする。

## (4) 運転適性検査器材

運転適性検査器材は、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器並びに運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を備え付けるものとする。

## 4 講習の委託

講習を委託する場合は、府令第38条の3に規定する基準に適合する者を選定すること。

なお、適正な委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

## 第5 講習実施上の留意事項

### 1 講習の実施区分

講習は、原則として前記第3に掲げる講習の区分別に行うものとする。

### 2 講習の受講手続

受講申請の受理は、停止処分者講習受講申請書（別記様式第1号）の提出を受け、手数料を徴収の上行うものとする。

### 3 講習時間及び実施期間並びに講習場所

#### (1) 講習時間及び実施期間

講習時間及び実施期間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、特に追加講習の必要がある者については、1時間程度追加講習を行うことができることとするが、その時間分の手料は徴収しない。

実施区分	講習時間	実施期間
短期講習	6時間	1日間
中期講習	10時間	2日間
長期講習	12時間	2日間

#### (2) 講習場所

講習場所は、宮城県運転免許センターとする。

### 4 学級編成

#### (1) 学級編成の基本

学級編成は、短期講習、中期講習及び長期講習のいずれも、1学級の編成は原則として9人編成とし、運転適性指導については1グループ3人以内とする。

#### (2) 講習指導員の配置

講習指導員の配置は、1学級につき1人とする。また、運転適性指導は、1グループにつき講習指導員1人を配置するものとする。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うこととする。

#### (3) 学級編成の細分化

学級編成に当たっては、受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、原則として二輪学級及び飲酒学級を設けるとともに、必要に応じ、事故学級その他の特別学級を設け、それぞれの学級に適した内容の講習を実施するものとする。

なお、特別学級の対象者は、原則として次の基準により区分するものとする。

##### ア 二輪学級

主として二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）を運転している受講者及び主として四輪車を運転しているが、当該処分の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる受講者

##### イ 飲酒学級

処分の事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者

##### ウ 事故学級

処分の事由に照らして事故の危険性について指導する必要があると認めら

れる受講者

エ その他の特別学級

特別学級設置の趣旨に該当する受講者

## 5 運転適性指導

自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づいて行うものとする。

### (1) 筆記による検査に基づく指導

講習の実施区分における筆記による検査の種別は、次の表のとおりとし、受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

実施区分	筆記による検査の種類
短期講習	科警研編運転適性検査 8 2 - 3 又はこれと同等以上のもの
中期講習	科警研編運転適性検査 7 3 - 2 又はこれと同等以上のもの
長期講習	科警研編運転適性検査 7 3 - 2 又はこれと同等以上のもの

### (2) 器材使用による指導

器材使用による指導は、短期講習では必要と認める者について、中期講習及び長期講習では受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

### (3) 実車及び運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導場所等の設定

(ア) 実車による指導は、コースで実施する。（府令第 38 条第 3 項第 4 号）

(イ) 前記 (ア) の実車による指導の内容（以下「講習路」という。）設定については、取消処分者講習における講習路設定の基準（四輪車により指導する場合は四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点（別紙 2）に、二輪車により指導する場合は二輪車技能診断課題設定の基準（別紙 3）に準じることとし、長期講習及び中期講習においてはおおむね同様の基準とし、短期講習においては簡素化した基準とするものとする。

イ 使用車両

受講者が保有する運転免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用するものとする。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を執ることができる。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させるものとする。

(ア) 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

- (イ) 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (ロ) 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。
- (エ) 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。

#### ウ 運転行動の診断と指導

実車による指導においては、検査結果に基づき運転行動診断票（四輪車用）（別記様式第2号）又は運転行動診断票（二輪車用）（別記様式第3号）を作成し、これにより指導を行うものとする。

#### エ 運転シミュレーター操作による指導

- (7) 実車による指導に加えて、実車による指導のみでは指導が困難な交通事故その他危険場面について、運転シミュレーターの操作により擬似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断して指導を行うものとする。

なお、運転シミュレーター操作による指導は、短期講習では必要と認められる者に、中期講習及び長期講習では受講者全員に対して行うものとする。

- (イ) 使用する運転シミュレーターは、保有する運転免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は原動機付自転車用とする。ただし、原付免許保有者には、原動機付自転車用の運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用の運転シミュレーターで代替することができる。

## 6 考査の実施

### (1) 考査の実施要領

考査は、講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、講習全般の内容から、正誤式問題40問を出題し、筆記方式により20分で解答させる方法で行うものとする。

なお、考査の成績が50パーセント以上の者については、受講態度を加味して改善効果を評価し、処分期間の短縮を行うものとする。ただし、考査の成績が50パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、講習を終了した日の翌日以降の日を指定して再考査を受けさせるものとする。

### (2) 改善効果評価上の留意点

運転教育課長は、改善効果の評価に加味する受講態度の判断に当たり、次の行為が認められ、講習実施中に受講者本人に対して当該事実について指摘した場合には、処分期間の短縮日数の基準表（別表第1。以下「基準表」という。）備考に基づき短縮日数を決定するものとする。

- ア 他の受講者に迷惑となる行為
- イ 故意に講習の進行を妨げる行為
- ウ 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

### (3) 受講後の措置

運転教育課長は、受講者に対して次の措置を行うものとする。

#### ア 講習済証の交付

講習を終了した者に講習済証（別記様式第4号）を交付するものとする。

## イ 運転免許証の返還

集中執行後に短期講習を受講した者で、考査成績が基準表の「優」であったものについては、運転免許証の備考欄に「〇〇年〇〇月〇〇日済」と記載し、当該運転免許証を返還する。また、国際運転免許証については、法第107条の5第8項の規定に基づいて行うものとする。

## 7 講習指導案

講違反車習は、停止処分者講習の講習科目、時間割り等に関する細目（四輪運転者用又は二輪運転者用）（別表第2）に準拠し、宮城県の交通実態に即して重点を選定するなど実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施するものとする。

## 8 受講者の確認等

講習の実施に際しては、受講者本人であること及び受講資格の確認を確実に行うこと。

## 第6 その他

### 1 講習効果の測定

運転教育課長は、講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めること。

### 2 事故防止

運転教育課長は、講習中の各種事故防止に万全を期するため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入させること。



## 別紙 1

### 1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

### 2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構え並びに交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上及び民事上の責任について、図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例及び民事裁判例並びに保険制度について、図表等を用いて解説すること。

### 3 危険予測

#### (1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が執れるように、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

#### (2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に人、自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者、歩行者等が次にどのような行動をするかをその者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

#### (3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

### 4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

#### (1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

#### (2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

#### (3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（静止視力と動体視力、視野、明度の差及び順応と眩惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

#### (4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

#### (5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取

組等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

## 5 安全運転の方法

### (1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢並びにシートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

### (2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性及び歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

### (3) 高速道路の通行

高速走行の危険性及び高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

### (4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法及び自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

### (5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

## 6 事故時の対応と応急救護処置

財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の救急蘇生法の指針(市民用)に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

## 7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習(初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習及び高齢者講習)制度について、図表等を用いて解説すること。

## 8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響及び運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

## 9 安全運転5則

### (1) 次の安全運転5則を記載すること。

- ア 安全速度を必ず守る。
- イ カーブの手前でスピードを落とす。
- ウ 交差点では必ず安全を確かめる。
- エ 一時停止で横断歩行者の安全を守る。
- オ 飲酒運転は絶対にしない。

### (2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢で、自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保

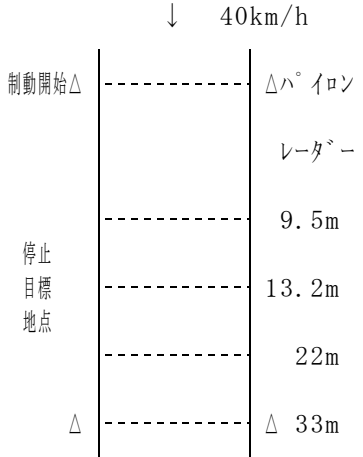
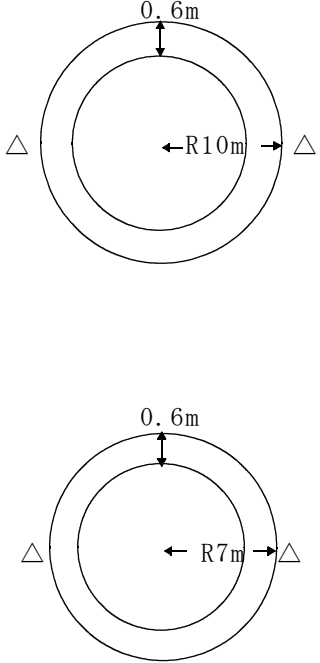
護に関するもの等を必要に応じて、イラスト等を用いて記載すること。

別紙 2

四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所別	講習路の形状	診断の着眼点
<p>1 道路 (所要時間 15～20分) (走行距離 4～5 km)</p>	<p>普通免許の技能試験コースに準じたものとし、</p> <p>(1) 広路 (往復2車線の内側) 交通量の少ない所を1箇所入れた方がよい。</p> <p>(2) 狭路 商店街(ない場合は、細街路) 住宅街</p> <p>(3) 歩車道区分有無 (1)、(2)ともできれば両側にあるところ</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>飛び出しに対する警戒の仕方</p> <p>歩行者、自転車への応じ方</p>
<p>2 コース (所要時間 10～15分) (走行距離 2～3 km)</p>	<p>(1) 外周、外回り</p> <p>(2) 外周、内回り</p> <p>(3) クランクS字</p> <p>(4) 見通しの悪い交差点 直線、右折、左折</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>交差道路への対応</p> <p>ハンドルさばき 減速調整</p> <p>飛び出しに対する警戒状況</p>

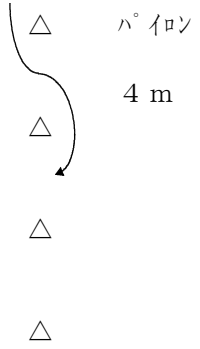
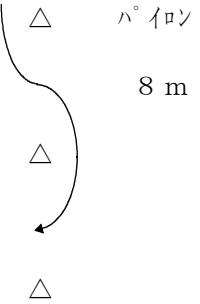
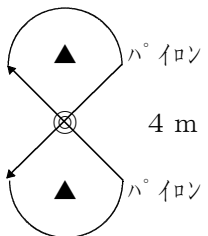
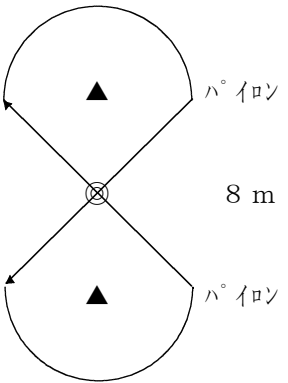
二輪車技能診断課題設定の基準

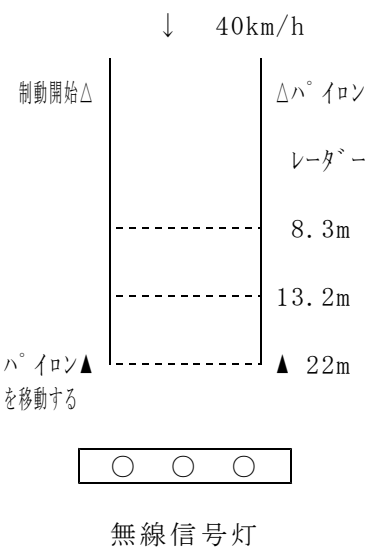
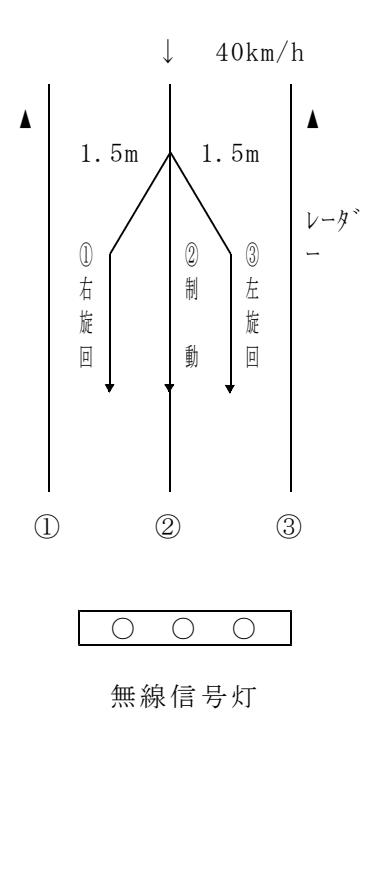
課題	課題設定の基準	指導の狙い
1 慣熟走行		<ul style="list-style-type: none"> <li>①最初は低速で外周を走行する。</li> <li>②2回目は外周3周を走行後、S、クランク等の屈曲コースに入り、順次速度を上げる。</li> <li>③受講者が走ったとの感を持つまで走行する。</li> </ul>
2 目標制動		<ul style="list-style-type: none"> <li>①40km/hで行う。ただし、原付は30km/hとする。</li> <li>②前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。</li> <li>③目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。</li> <li>④後輪ブレーキは13.2m以下ではロックするので、1回限りとする。</li> <li>⑤ギアは4速以上とする（エンジンブレーキがかからないため。）。</li> <li>⑥走行順序は、技能の高い受講者からとする。</li> </ul>
3 コーナリング		<ul style="list-style-type: none"> <li>①一定の速度で旋回させる。</li> <li>②指示速度は、10km/hから2～3km/hずつ上げる。</li> <li>③半径10m円が設置できない場合は、半径7mでもよい。</li> <li>④受講者が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講者が半周する時間を計測し、速度に換算の上、記録する。</li> <li>⑤指導員が危険と判断するまでは、受講者に聞きながら速度を上げられるまで上げさせる。</li> </ul>

○受講者の技能レベルと問題走行を見極める。

○理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。  
○バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる。

○カーブでの進路保持の難しさを認識させる。  
○曲率と自分の限界速度を自覚させる。

<p>4 スラローム</p>	 <p>パイロン 4 m</p>  <p>パイロン 8 m</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①パイロン間隔は、4 m と 8 m の 2 種類とし、4 m から始める。</li> <li>②走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。</li> <li>③他の受講者に通過時間を計測させる。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パイロンの短いコースでは車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。</li> <li>○僅かな速度超過、操作遅れがパイロンクリアーできないことを認識させる。</li> </ul>
<p>5 8 の字旋回</p>	 <p>パイロン 4 m パイロン</p>  <p>パイロン 8 m パイロン</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①パイロン間隔 4 m では単独走行させ、順次旋回半径を短くさせる。</li> <li>②パイロン間隔 8 m では 2 台同時に走行させ、4 周した後離脱し、次の受講者を進入させる。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低速度でのコース取りの難しさを認識させる。</li> </ul>

<p>6 緊急制動</p>	 <p>無線信号灯</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 40km/h~50km/hで行う。ただし、原付は30km/h~40km/hとする。</li> <li>② 後輪、前輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。</li> <li>③ 制動開始地点通過時に制動合図を出す信号灯を準備する。</li> <li>④ ブレーキ操作力を表示する測定器により指導すると効果的である。</li> <li>⑤ 1人乗り制動が終わった時点で2人乗り制動を行う。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制動の限界を認識させる。</li> <li>○ 2人乗りブレーキの特性を理解させる。</li> </ul>
<p>7 緊急回避</p>	 <p>無線信号灯</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 指示速度を必ず守らせる。</li> <li>② まず、全員に合図と同時に緊急制動を行わせ、他の受講者に停止距離を測定させて記録させる。</li> <li>③ 3種類の合図を定めてランダムに合図を出させ、停止、右旋回、左旋回を行わせ、その距離を測定、記録させる。最初は、「あて感」で方向を間違えても続けさせるが、途中で全員を集め実際の交通場面で間違えることが何を意味するかを問い、注意を促した後、再開する。</li> <li>④ 車両の進行状況を明確にするため、残跡装置を車両に装備すると指導に説得力が出る。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知、判断を要求される操作は、単純操作に比べて時間がかかることを体験し、安全運転の本質を理解させる。</li> </ul>

別表第1

処分期間の短縮日数の基準表

受 講 者			考 査 成 績 別 短 縮 日 数		
処分区分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
自動車等の運転の禁止	長期講習	90日	45日	40日	35日
		120日	60日	50日	40日
		150日	70日	60日	50日
		180日	80日	70日	60日
免許の保留	短期講習	39日以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80%に当る日数	処分日数の70%に当る日数
免許を与えた後における免許の効力の停止	中期講習	40日～89日	処分日数の50%に当る日数	処分日数の45%に当る日数	処分日数の40%に当る日数
	長期講習	90日～180日	処分日数の45%に当る日数	処分日数の40%に当る日数	処分日数の35%に当る日数

備考1 考查成績の「優」は85%以上の成績と「良」は70%以上の成績と「可」は50%以上の成績とする。

2 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は切り捨てるものとする。

3 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考查成績に係る短縮日数を下回るものとする。ただし、考查成績が「優」の者の短縮日数については「良」に係る短縮日数を、「良」の者の短縮日数については「可」に係る短縮日数をそれぞれ下回らないものとする。



別表第2

停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

(四輪運転者用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間(分)		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30	60	60
				30	60	60
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 宮城県内の交通障害(事故、渋滞、公害及び生活環境の侵害)の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義  (2) 運転者の責任 ア 運転者の社会的責任 イ 交通事故(違反)を起こした運転者の責任		○ 教本及び視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道德の向上を図る。 ○ 中・長期では、次の事項について詳しく触れ、運転者の社会的な立場を理解させる。 ・ 運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ・ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践  (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 当該都道府県における交通事故の典型的(多発)パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90 20	150 30	150 30
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検の要領等を説明する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。  ○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。			

7 事件事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式を採る。）	○ 身近な事件事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60	60
					60	120
8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒・運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。  ○ 速度に起因する具体的な事件事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で速度の危険性を理解させる。	90	120	120
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。ただし、中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180 160	120 120	120 120
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。ただし、中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。		120 120	150 150
11 面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式を採る。）	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30 30	60 60	90 90
	考査		○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。	30 30	30 30	30 30
講習時間合計				360 360	600 600	720 720

- 備考 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、 内の数字は、飲酒学級、速度学級等の特別学級を設けた場合における講習時間を示す。  
2 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設ける。  
3 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施する。

(二輪運転者用)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間(分)		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30 30	60 60	60 60
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 宮城県内の交通障害(事故、騒音、暴走行為及び生活環境の侵害)の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故(違反)を起こした運転者の責任		○ 教本及び視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通徳の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例及び点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 当該都道府県における二輪車事故の典型的(多発)パターンの中から、その原因となった危険行為を5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力		○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣付けを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90 20	150 30	150 30
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検の要領等を説明して体得させる。			
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表(適宜、ディスカッション方式を採用する。)	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60 60	120 120
8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転  (速度学級の場合)	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒・運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。	90	120	120

	速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。</li> </ul>			
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</li> <li>○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。</li> <li>○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。</li> <li>○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。</li> </ul>	180 160	120 120	120 120
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクタ、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。</li> <li>○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。</li> <li>○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。</li> <li>○ 診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等から見て、本人に適した車種の選び方についても指導する。</li> <li>○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。</li> <li>○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。</li> <li>○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。</li> </ul>		120 120	150 150
11 面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式を採る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。</li> <li>○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。</li> </ul>	30 30	60 60	90 90
	考査		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。</li> </ul>	30 30	30 30	30 30
講習時間合計				360 360	600 600	720 720

- 備考 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、 内の数字は、飲酒学級、速度学級等の特別学級を設けた場合における講習時間を示す。  
 2 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設ける。  
 3 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施する。

# 停止処分者講習受講申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する講習を受けることを申請します。

1	短期講習	2	中期講習	3	長期講習
---	------	---	------	---	------

収 入 証 紙 貼 付	収 入 証 紙 貼 付	収 入 証 紙 貼 付
----------------------------	----------------------------	----------------------------

## 別記様式第2号

## 運転行動診断票（四輪車用）

クラス		氏名	歳	年 月 日生	
実施年月日 年 月 日		車種 (MT・AT)		取得免許	
発進時及びその直後の印象					
注意の仕方	視 点……	近い、一点集中、偏り、むら			
	状況確認……	中途半端、遅れ、見落とし、脇見			
	危険予知……	ほとんどなし、甘い、やや甘い			
運転操作	ハンドル…	ふらつき、とられ、遅れ、急、やや急			評価値
	ブレーキ…	遅れ、急、やや急、不要、予告制動、ハンドブレーキ			
	アクセル…	むら、急、やや急、エンジンブレーキ			
	クラッチ…	足乗せ、急、早切り、不要			
	その他…	全般に荒い、操作を急ぐ、ドアロック、シートベルト			
走行の特徴	合 図……	遅れ、やや遅れ、忘れ			評価値
	速 度……	早すぎ、徐行せず、遅すぎ、流れに乗れず			
	停 止……	位置出すぎ、不完全停止、不停止			
	信 号……	無視、軽視、見込み発進			
	標識・標示…	無関心、軽視			
	交 差 点……	右小回り、左大回り、まごつく、追い越し、他車妨害			
	誘 導……	中央線オーバー、ジグザグ、走行位置、通行区分			
	交差判断…	車間距離、追い越し、進路変更、すれ違い			
弱者保護…	寄りすぎ、早すぎ、無関心、排除				
危険回避…	ハンドル、クラクション、回避せず				
性格的特徴・運転態度	衝 動 性……	先急ぎ、せっかち、焦る、軽率			評価値
	攻 撃 性……	排他、拒否、無視、わがまま			
	自己顕示性…	かっこうをつける、あえて無理をする			
	気分易変性…	調子っばい、気分左右される、すぐ興奮する			
	神 経 質……	緊張し過ぎ、遅い、集中できず、気遣い			
	抑うつ性…	おどおどする、なんとなく弱気			
	粘 着 性……	転換悪い、無我夢中、反応鈍い、もたつく			
	意志解消…	ぼんやり、勘違い			
特 異 性……	突飛、ぶつぶついう、鼻唄まじり、状況を全く考慮しない				
走行中の印象					

【 開始 】 時 分 : 【 終了 】 時 分 : 【 走行キロ 】 ~

総合評価値		車中談による安全意識の評価値
事故	免許取得後 ( ) 回 過去2年以内 ( ) 回 (かすり傷程度の事故も含む。)	内容 : 内容 :
違反	免許取得後 ( ) 回 過去2年以内 ( ) 回	内容 : 内容 :
いつもは (あるいは以前は)、 どんなことに気を配って運転 していますか。		
最近、自分の運転が変わったと 思いますか。 それはどうしてでしょうか。		
ハットした回数 (そのときの状 況は)	1 ハットしただけ。( _____ ) 2 思わず操作の変更を指示した。( _____ ) 3 右足が補助ブレーキの方に動いた。( _____ )	
診断者がハットしたとき、被診 断者がそれをどのように感じ たか。	1 別にどうも思わなかった。 2 なんとなく、危険を覚えた。 3 やや危険に思った。 4 ハットした。 5 ブレーキに足をやるか、ハンドルで回避しようとした。	
アドバイスされた内容について どのように感じたか。	1 それに気付いていなかった。 <b>【具体的に】</b> 2 そう言われれば、そのように思う。 3 部分的に、そのとおりだと思った。 4 全く、そのとおりだと思った。 5 自分に当てはまらないと思った。	
自分にどのような運転時の癖 があると思っていたでしょう。		
それが運転時に、危険として表 れないように、どの程度の努力 をしていたか。	1 特に改善しようなどとは思わなかった。 2 時々、思い出すたびに改善を試みていた。 3 いつもとはいえないが、大体において改善に努めていた。 4 改善しようと思いつながら運転することが多かったといえ る。 5 その他 ( _____ )	

別記様式第3号

運転行動診断票（二輪車用）

クラス		氏名	歳	年	月	日生
実施年月日 年 月 日		車種 (MT・AT)	取得免許		評価値	
発進時及びその直後の印象						
注意 仕方の 危険予知	視 状 況 確 認 点 危 険 予 知	近い 一点集中 偏り ちら 中途半端 遅れ 見落とし 脇見 ほとんどなし 甘い やや甘い				
乗車 姿勢	腰 膝 足 手 上 視 体 点	前過ぎ 後過ぎ ニーグリップが締まっていない つま先が直進方向に向いていない 土踏まずが正しく乗っていない 脇が開いている 肘が極端に曲がったり伸びたりしている 肩に力が入っている 極端に曲がったり伸びたりしている 近過ぎる				
ス タ ー ト	ク ラ ッ チ ル ア ク セ ル 後 方 確 認 流 入 の 方 法	急激なあわせによるフロントの浮上 後輪のスピン等 からふかし 回転の上げ過ぎ 停止からのスタート時に後方確認しない 急激に中央に寄る				
カーブ 走行	カーブ直前 の操作 カーブ中 の操作 カーブ後半 の操作	正確に減速しない 速度速過ぎ 急ブレーキ カーブ中に極端にスロットルを操作する ブレーキングする 速度のむら 膝の開き バンク角の変化 足出し 車体の接触 立ち上がり時の加速が極端 加速不足				
直道 線路	安 定 度  速 度	ふらつき 逸脱  むら 速過ぎ				
ス ロ ー ム	安 定 度  足 つ き	ふらつき 接触 膝開き  足をついて車体を支える				
ブ レ キ	操 作  足 出 し	前・後輪のバランスが悪い 一定の減速がない ロックする（1メートル以内なら可） 停止2メートル以内で足を出す				
法 規 走 行	通 行 区 分 進 路 変 更 右・左折 合 安 全 確 認 信 号 一 時 停 止	正しい区分を走らない 中央寄り 通行帯での位置 しない 遅れ 不確実 不必要な変更 右折-斜め 左折-大回り 速過ぎ しない 遅れ 戻し忘れ 必要な場所ではない 信号に従わない 飛び出し 停止線を守らない 出過ぎ 手前過ぎ				
性 格 的 特 徴	衝 動 性 攻 撃 性 自 己 顕 示 性 気 分 易 変 性 神 経 質 抑 う つ 性 粘 着 性 特 異 性	先急ぎ せっかち 焦る 軽率 排他 拒否 無視 わがまま かっこうをつける あえて無視をする 調子っぽい 気分左右される すぐ興奮する 緊張し過ぎ 迷い 集中できず 気遣い おどおどする なんとなく弱気 転換が悪い 無我夢中 反応鈍い もたつく 突飛 ぶつぶついう 鼻唄まじり 状況を全く考慮しない				
走行中の印象						



【 開始 】 時 分 : 【 終了 】 時 分 : 【 走行キロ 】 ~

総合評価値		車中談による安全意識の評価値
事故	免許取得後 ( ) 回 過去2年以内 ( ) 回 (かすり傷程度の事故も含む。)	内容 : 内容 :
違反	免許取得後 ( ) 回 過去2年以内 ( ) 回	内容 : 内容 :
いつもは(あるいは以前は)、どんなことに気を配って運転していますか。		
最近、自分の運転が変わったと思いますか。また、それはどうしてでしょうか。		
ハットした回数(そのときの状況は)	1 ハットしただけ。( ) 2 思わず操作の変更を指示した。( ) 3 右足が補助ブレーキの方に動いた。( )	
診断者がハットしたとき、被診断者がそれをどのように感じたか。	1 別にどうも思わなかった。 2 何となく、危険を覚えた。 3 やや危険に思った。 4 ハットした。 5 ブレーキに足をやるか、ハンドルで回避しようとした。	
アドバイスされた内容についてどのように感じたか。	1 それに気付いていなかった。 【具体的に】 2 そう言われれば、そのように思う。 3 部分的に、そのとおりだと思った。 4 全く、そのとおりだと思った。 5 自分に当てはまらないと思った。	
自分にどのような運転時の癖があるかと思っただけでしょう。		
それが運転時に、危険として表れないように、どの程度の努力をしていたか。		1 特に改善しようなどとは思わなかった。 2 時々、思い出すたびに改善を試みていた。 3 いつもとはいえないが、大体において改善に努めていた。 4 改善しようと思いつながら運転することが多かったといえる。 5 その他 ( )

講 習 済 証

年 月 日

殿

宮城県警察本部長 印

道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する講習を終了し、処分  
期間を次のとおり短縮したことを証します。

短縮日数

処分満了日

通知書番号

(整理番号 )

備 考

注 意 事 項

あなたの免許証は、この講習済証記載処分満了日の翌日に渡しますから、処分書、  
講習済証及び印鑑を持参の上、住所地を管轄する警察署に来てください。